

議提第3号

議案第42号「教育委員会教育長の任命について」、採決前に
候補者が議会に対し所信を述べることを求める決議

会議規則第14条の規定により、議案第42号「教育委員会教育長の任命に
ついて」、採決前に候補者が議会に対し所信を述べることを求める決議
を次のとおり提出する。

平成30年6月8日 提出

| | | | |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 工藤 | 日出夫 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 高橋 | 伸治 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 日高 | 英城 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 金子 | 真理子 |

北本市議会議長 黒澤健一様

議案第42号「教育委員会教育長の任命について」、採決前に候補者が議会に対し所信を述べることを求める決議

市長は平成27年第2回定例会において、教育委員会教育長の任命議案を提出し、議案質疑に「3年後、ご指摘いただきました、そして、今回そういった機会のあるときには今度はそういった方に来ていただいて、皆さんのこういったご要望なり、ご意見を聴く、あるいはまたそういった所信表明と言うのでしょうか、そういった機会を次回、持たせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。」と答弁されています。

また文科省は、地教行法改正にあたり、文科初第490号平成26年7月7日、各都道府県知事、各都道府県教育委員会、各指定都市市長、各指定都市教育委員会あて、文部科学省初等中等教育局長前川 喜平において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、を通知しています。その中の、新教育長の任命について、教育長の任命の議会同意に際しては、新「教育長」の担う重要な職責に鑑み、新「教育長」の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること。とされています。文部科学省の通知および平成27年第2回定例会での市長答弁を踏まえ、決議する。

平成30年6月8日

北本市議会